

様式2

整理番号

消防一法不-59

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	消防局予防部予防課（違反是正） (06-4393-6372)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	報告の徴収
概要	市長は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をはかるため、必要があると認めるときは、製造業者若しくは販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第30条第2項の消費者に対し、事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関し、報告をさせることができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第42条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法第42条 経済産業大臣は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をはかるため、必要があると認めるときは、製造業者若しくは販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第30条第2項の消費者に対し、事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関し、報告をさせることができます。 <p>どのような場合に、上記措置をするかについては、現場において、個々の事情に応じて判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	